

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

奈良県人事委員会規則第二十号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一アの表六級の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

4 なら歴史芸術文化村の副村長の職務

別表第一アの表七級の項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4 防災政策官の職務

別表第一ウの表一級の項第二号中「、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員」を「又は養護助教諭」に改め、同表二級の項第二号中「、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員」を「又は栄養教諭」に改め、同表三級の項第一号中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

別表第一エの表三級の項第一号中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

別表第一オの表三級の項第二号中「部主幹」の下に「又は主任企画員」を加え、同表四級の項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

1 美術館の副館長の職務

別表第二ケの表を次のように改める。

ケ 福祉職給料表初任給基準表

職種		学歴免許等	初任給
保育士 児童指導員 児童自立支援専門員	大学卒		一級二十五号給
	短大卒		一級十五号給

児童生活支援員	
その他	高校卒
	一級五号給

備考

- 1 児童福祉施設において児童の保護に従事したことにより保育士又は児童生活支援員になった者のうち、人事委員会が定める者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。
- 2 前項に規定する者で人事委員会が定めるものに第十四条第一項の規定を適用する場合には、同項第三号に定める経験年数から人事委員会の定める年数を減じた年数をもつて、同号の経験年数とする。

別表第六ウ及びエの表教頭の項中

「	教頭	」
	を	
	副校長 教頭	

に改め、同表ケの表を次のように改める。

ケ 福祉職給料表在級期間表

職務の級			
	二級	三級	
3			
6			
2	四級		
4	五級		

備考 別表第二の福祉職給料表初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「3」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「5.5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあ

つては「8」とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。